

飛鳥未来きぼう高等学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めに従い、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて通信による高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、飛鳥未来きぼう高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、茨城県水戸市桜川1丁目7番1号に置く。

(課程、学科、収容定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、修業年限は、次表のとおりとする。

課 程	学 科	収容定員 (人)	修業年限
通信制 (単位制)	普通科	15,000	3年以上

2 各面接指導等実施施設については、別表1のとおりとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日 (年度始めに指定したスクーリング実施日を除く)
- (3) 学年始休業日 4月 1日から 4月 5日まで
- (4) 夏季休業日 7月25日から 8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月22日から翌年1月 8日まで
- (6) 学年末休業日 3月21日から 3月31日まで
- (7) 学校創立記念日

2 前項の規定にかかわらず、校長は、前項第3号から第6号までの休業日を変更

し、又は休業日を出校日とし、若しくは出校日を休業日にすることができる。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価及び卒業等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学習指導要領に定める基準により、校長が編成し、別表2のとおりとする。

(学習指導)

第8条 学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、教科書図書、通信教育用学習図書、その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

- 2 同時履修科目数の限度、科目別履修期間、放送の利用については、校長が定める。

(面接等の指導)

第9条 生徒は、本校、面接指導等実施施設にて、定められた時数の面接等の指導を受けなければならない。

- 2 第1項の面接指導等実施施設は、別表1のとおりとする。

(学習の評価)

第10条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第11条 校長は、添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

- 2 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業の認定)

第12条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めたものについて、3月もしくは9月に卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第4章 入学、留年、休学、退学、転学、及び除籍

(入学資格及び入学時期)

第13条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) その他、本校において、中学校の課程を修了した者と同等以上の学力がある

と認めた者

- 2 入学の時期は、毎年4月と10月を基本とし、転入学、又は編入学等は随時入学を許可する。

(教育を行う区域)

第14条 通信教育を行う地域は、全ての都道府県とする。

(生徒募集の広告)

第15条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(出願手続)

第16条 入学志願者は、所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第17条 校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う。

- 2 前項の規定による選抜は、面接及び調査書その他必要な書類等を資料として行う。

第18条 校長は、前項に規定する入学者の選抜の結果、適当と認められる入学志願者に対し、入学を許可する。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、所定の時期までに、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続きが、所定の時期までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学及び転入学)

第20条 校長は本校に編入学又は転入学を希望する生徒がある場合は、面接等によりその事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(再入学)

第21条 校長は、一旦転学又は退学した者が再入学を願い出た場合は、転学又は退学後1年以内であって、その事由が正当であると認められたときに限り、当該生徒を再入学させることができる。

(保証人)

第22条 保証人は、父母又は未成年後見人とし、当該生徒が成年の場合は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して

一切の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

- 3 保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金(授業料、施設設備費、教材実習費)の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

第23条 校長は、保証人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

第24条 保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、かつ改めて誓約書を提出しなければならない。

- 2 保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、生徒は速やかに校長に届出なければならない。

(留 学)

第25条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の時期で留学を許可することができる。
- 3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休 学)

第26条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保証人と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 校長は、前項の願出が正当なものと認められるときは、2年以内の期間で、休学を許可することができる。

(復 学)

第27条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保証人と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退 学)

第28条 生徒が退学しようとするときは、事由を具し、保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転 学)

第29条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 その他転学に関する規定については、別に定める。

(出校停止)

第30条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に

対し出校停止を命じることができる。

(除 籍)

第 3 1 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を 3 ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者
- (2) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学手続き完了者で、就学意思がない者
- (4) 死亡した者又は不明となった者

第 5 章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第 3 2 条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表 3 のとおりとする。

- 2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の始めに年度分の全納、もしくは、前期・後期ごとに、各期分を全納しなければならない。
- 3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし特別な事情があると校長が認めるときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第 3 3 条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(物品の弁償)

第 3 4 条 校長は、生徒が、本校及び面接指導施設の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部もしくは一部を弁償させることができる。

第 6 章 賞 罰

(表 彰)

第 3 5 条 校長は、学業、人物、その他に優れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲 戒)

第 3 6 条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

- 2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、学習指導に定める科目の履修が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (4) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

第7章 職員組織

(職員)

第37条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教頭 1人以上
- (3) 教諭（非常勤講師を含む） 3人以上
- (4) 事務職員 1人以上
- (5) 学校医 1人以上
- (6) 学校歯科医 1人以上
- (7) 学校薬剤師 1人以上

2 本校には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

第8章 奨学制度

(奨学制度)

第38条 本校に、奨学制度を設けることができる。

2 奨学制度については、別に定める。

第9章 補則

(改定)

第39条 本学則は、改定することができる。

2 学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

(委任)

第40条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

<別表1>

面接指導等実施施設

名称	所在地	定員数
水戸本校	茨城県水戸市桜川1丁目7番1号	1,000
札幌駅前キャンパス	北海道札幌市中央区北5条西5-7 Sapporo553階	1,260
川越キャンパス	埼玉県川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル3階	880
両国キャンパス	東京都墨田区両国4-36-8 相生ビル	1,260
横浜みなとみらいキャンパス	神奈川県横浜市中区日本大通7 合人社横浜日本大通7ビル1階	1,030
名古屋キャンパス	愛知県名古屋市西区則武新町3-1-17 BIZrium名古屋5階	1,260
京都キャンパス	京都府京都市下京区寺町通四条下る貞安前之町589TM 四条寺町ビル5階	1,080
大阪なんばキャンパス	大阪府大阪市西区南堀江1-20-1 NX南堀江ビル2階	900
神戸元町キャンパス	兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-18	1,260

面接指導等実施施設（学校法人三幸学園 集中会場）

名称	所在地	定員数
札幌ビューティーアート専門学校	北海道札幌市中央区大通西9丁目1-12	(100)
大宮ビューティー&ブライダル専門学校	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-389-3	(100)
東京医療秘書福祉&IT専門学校	東京都文京区本郷3丁目23-16	(100)
東京リゾート&スポーツ専門学校	東京都文京区本郷4丁目12-6	(100)
SANKO日本語学校綾瀬	東京都足立区東綾瀬1-7-11	(100)
横浜ビューティー&ブライダル専門学校	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目19-6	(100)
横浜リゾート&スポーツ専門学校	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目17番3号	(100)
名古屋ビューティーアート専門学校	愛知県名古屋市西区那古野2丁目13-12	(100)
大阪リゾート&スポーツ専門学校	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目6-2	(100)
辻学園調理・製菓専門学校	大阪府大阪市北区西天満1-3-17	(100)

面接指導等実施施設（学校法人三幸学園 協力校）

名称	所在地	定員数
飛鳥未来高等学校奈良本校	奈良県奈良市櫛本町1514-3	(100)
飛鳥未来高等学校札幌キャンパス	北海道札幌市中央区大通西17-1-15	(100)
飛鳥未来高等学校池袋キャンパス	東京都豊島区南池袋2-31-2	(100)
飛鳥未来高等学校横浜キャンパス	神奈川県横浜市神奈川区富家町6-7	(100)
飛鳥未来高等学校名古屋キャンパス	愛知県名古屋市西区名駅2-20-18	(100)
飛鳥未来高等学校大阪キャンパス	大阪府大阪市淀川区西中島6-11-23	(100)
飛鳥未来きずな高等学校登米本校	宮城県登米市米山町中津山筒場塚215	(100)
飛鳥未来きずな高等学校大宮キャンパス	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-266-6	(100)
飛鳥未来きずな高等学校お茶の水キャンパス	東京都文京区湯島2-31-8	(100)
飛鳥未来きずな高等学校名古屋キャンパス	愛知県名古屋市中村区亀島1-5-24-2	(100)
飛鳥未来きずな高等学校神戸キャンパス	兵庫県神戸市中央区御幸通3-2-22	(100)

<別表 3 >

生徒納付金等

(単位 円)

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000	
入学時納付金		
入学金	10,000	
授業料 (年間)	1 単位 10,000	年度始めに全納、事情により分納可能。履修単位数は個々人によって異なる。必要修得単位数は、74 単位以上である。
施設設備利用料	60,000	

生徒保険料は実費、その他教育充実のための費用をもらい受ける。